

## 空売り規制に係る主たる市場の取扱い及びその公表について

平成25年9月4日

株式会社東京証券取引所

### 1. 概要

本年11月5日（火）に施行が予定されております、空売り規制の総合的な見直しにおいて<sup>1</sup>、「主たる市場」という概念が新たに導入されることとなります<sup>2</sup>。

当該主たる市場については、空売り価格規制における翌日適用有無の判断<sup>3</sup>及び空売り残高報告における報告先取引所の判断<sup>4</sup>に用いられるものとして重要な概念であることから、法令の内容を踏まえ、その実務的な取扱いを整理するとともに、併せて、市場関係者の利便性等を考慮し、当該情報について、EXCELファイル形式の単一のファイルに取り纏めたうえで、定期的に当取引所のホームページに掲載することといたします<sup>5</sup>。

主たる市場の実務的な取扱い及びその公表については、それぞれ下記2及び3、また、これらの実施時期については下記4をご参照ください。

### 2. 主たる市場の決定に係る実務的な取扱いについて

#### (1) 主たる市場の対象となる市場

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「金商法施行令」という。）第26条の4第1項第2号に基づき、主たる市場については、金融商品取引所が開設する市場の中から決定されることとなります。

そのため、本通知日現在においては、当取引所、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札証」という。）のそれぞれが開設する市場のみが主たる市場の対象となり<sup>6</sup>、私設取引システム（以下「PTS」という。）は、その対象には含まれません。

#### (2) 主たる市場の計算方法

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。以下「取引規制府令」という。）第12条第7項に基づき、主たる市場は、空売りに係る銘柄が上場されている市場のうち、「毎月末日から起算して過去6か月間の当該銘柄の売買高が最も多い市場」として決定されます。そのため、単独上場銘柄については、その上場している市場が、そのまま主たる市場と

---

<sup>1</sup> 空売り規制の総合的な見直しの詳細につきましては、金融庁のホームページ（<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130821-3.html>）をご参照ください。

<sup>2</sup> 同時に、「主たる市場」を開設するものとして「主たる金融商品取引所」という概念も新たに導入されますが、以下では「主たる市場」を中心に記載しております。

<sup>3</sup> 金商法施行令第26条の4第1項第2号

<sup>4</sup> 金商法施行令第26条の5第1項及び第2項

<sup>5</sup> 以下に記載する取扱いについては、全国取引所の間で合意しております。

<sup>6</sup> 株式会社大阪証券取引所が開設する現物市場につきましては、本年7月16日付で当取引所の現物市場に統合しております。

なりますが、その一方で、重複上場銘柄については、その上場している複数の市場における、当該銘柄の売買高をそれぞれ計算したうえで、主たる市場が決定されることとなります。

主たる市場の決定に係る計算期間については、「毎月末日から起算して過去6か月間」とされているため、例えば、施行日である本年11月5日～11月30日までの1か月の間に適用される主たる市場については、5月1日～10月31日までの6か月の間の売買高を用いて計算されることとなります<sup>7</sup>。また、その翌月である、12月1日～12月31日までの1か月の間に適用される主たる市場については、6月1日～11月30日までの6か月の間の売買高を用いて計算されることとなります。主たる市場については、原則として、このように1か月単位の計算期間に基づき、ローリングで更新されていくこととなります。

### (3) 主たる市場の計算に用いる売買高について

取引規制府令第12条第7項に基づき、主たる市場の決定に係る計算については、「売買立会によらない売買に係る売買高を除く」とされております。言い換えれば、「売買立会に係る売買高」のみを用いて、その計算を行うこととなります。

例えば、当取引所においては、T o S T N e T市場における売買<sup>8</sup>、立会外分売、過誤訂正等のための売買及び復活のための売買が、売買立会によらない売買として該当するため、これらに係る売買高は除外した上で、主たる市場の決定に係る計算が行われることとなります。

### (4) 直接新規上場銘柄の取扱いについて

既に継続的に上場している銘柄については、上記(1)から(3)に基づき、主たる市場が決定されることとなりますが、新規上場や上場廃止といったイベントが発生した場合には、主たる市場の決定に係る取扱いが異なるものとなります。以降では、こうしたイベント発生時の主たる市場の取扱いについて、いくつかケースを挙げたうえで、その決定に係る考え方を記載いたします。

まず、1つの市場だけに直接新規上場する銘柄については、その上場日から、その上場する市場が主たる市場となります。

#### (例1)

当取引所だけに直接新規上場する銘柄については、その上場日から、当取引所が主たる市場となります。

<sup>7</sup> 金商法施行令第26条の4第1項第2号の規定により、厳密には、施行日の前営業日である本年11月1日(金)から、主たる市場という概念が適用されることとなります。詳細につきましては、平成25年9月4日付「空売り規制の総合的な見直しに係る空売り残高報告の取扱い等について」(東証株総第211号)の別紙4「施行日当日の空売り価格規制の適用について」をご参照ください。

<sup>8</sup> 当取引所では、立会市場とT o S T N e T市場を別個の市場として区分しておりますので、上記(1)に記載する主たる市場の対象としては、厳密には、T o S T N e T市場も含まれることとなります。しかしながら、ここで記載するように、主たる市場の決定に係る計算に用いる売買高には、T o S T N e T市場に係る売買高は含めませんので、結果として、T o S T N e T市場が主たる市場となることはありません。

一方、複数の市場に同時に直接新規上場する銘柄については、その上場日から上場日が属する月の月末を迎えるまでの間は、上場する複数の市場のうち、過去6か月間の市場全体売買高が最も多い市場（以下、「優先市場」という。）が主たる市場となります<sup>9</sup>。ここで、市場全体売買高とは、当該銘柄を除く当該市場に上場する全銘柄の売買高の合計を意味し、市場全体売買高の計算に用いる売買高については、上記（3）と同様、売買立会に係る売買高のみを用いることとなります。なお、上場日が属する月の月末を迎えた後については、通常どおり、過去6か月間の当該銘柄の売買高が最も多い市場が主たる市場となります。

（例2）

当取引所及び札証に同時に直接新規上場する銘柄については、その上場日から上場日が属する月の月末を迎えるまでの間は、優先市場である当取引所が主たる市場となります。その後、上場日が属する月の月末を迎えた後については、通常どおり、当取引所及び札証のうち、過去6か月間の当該銘柄の売買高が最も多い市場が主たる市場となります。

また、複数の市場に直接新規上場する銘柄で、各市場における上場日が同時ではない場合（これらの上場日が同月中であるものに限る。）については、最初に上場する市場における上場日から、当該最初に上場する市場が主たる市場となります。その後、次に上場する市場における上場日から、これら2つの上場市場のうち、優先市場が主たる市場となります（以降、順次この繰り返しとなります）。そして、これらの上場日が属する月の月末を迎えた後については、通常どおり、過去6か月間の当該銘柄の売買高が最も多い市場が主たる市場となります<sup>10</sup>。

（例3）

当取引所、名証及び福証に直接新規上場する銘柄であるものの、その上場日が同月内において福証、名証、当取引所の順番に分かれている場合には、まず福証における上場日から、福証が主たる市場となります。その後、名証の上場日からは、名証及び福証のうち、優先市場である名証が主たる市場となり、さらに当取引所の上場日から上場日が属する月の月末を迎えるまでの間は、当取引所、名証及び福証のうち、優先市場である当取引所が優先市場となります。そして、これらの上場日が属する月の月末を迎えた後については、通常どおり、当取引所、名証及び福証のうち、過去6か月間の当該銘柄の売買高が最も多い市場が主たる市場となります。

<sup>9</sup> 本通知日現在においては、当取引所における市場全体売買高が最も多く、次いで、名証、福証、札証となっており、この順位で、優先市場が決定されることとなります。なお、以下の例では、当該本通知日現在における優先市場の順位に基づき記載しております。

<sup>10</sup> 本ケースにおいては、同月中に複数の市場に直接新規上場することとなるため、主たる市場の最初の計算基点となる、「上場日が属する月の月末時点」をまだ迎えていない状況となります。そのため、これら複数の上場市場の間で、当該銘柄に係る売買高はゼロとして取扱われることとなり、取引規制府令第12条第7項における「過去6か月間の当該銘柄に係る売買高が最も多い市場がないとき」に該当し、優先市場の考え方に基づいて主たる市場が決定されることとなります。

(5) 他市場経由銘柄の取扱いについて

他市場を経由する新規上場銘柄（もともと上場している市場における上場日と、新たに上場する市場における上場日が月を跨ぐ場合に限る。）については、その上場日から上場日が属する月の月末を迎えるまでの間は、当該銘柄のもともとの主たる市場が維持されることとなります。その後、上場日が属する月の月末を迎えた後については、通常どおり、過去6か月間の売買高が最も多い市場が主たる市場となります。

(例4)

名証及び福証に重複上場しており、名証が主たる市場であった銘柄が、当取引所に新規上場（重複上場）した場合、当取引所における上場日から上場日が属する月の月末を迎えるまでの間は、名証が主たる市場として維持されることとなります。その後、上場日が属する月の月末を迎えた後については、通常どおり、当取引所、名証及び福証のうち、過去6か月間の当該銘柄の売買高が最も多い市場が主たる市場となります。

(6) 上場廃止銘柄の取扱いについて

重複上場銘柄が、その主たる市場以外の市場から上場廃止する場合については、主たる市場には影響を与えません。

(例5)

当取引所及び福証に重複上場しており、当取引所が主たる市場であった銘柄が、福証から上場廃止する場合については、その主たる市場には影響はなく、当取引所が主たる市場として維持されることとなります。

一方、重複上場銘柄が、その主たる市場から上場廃止する場合については、その上場廃止日以降、上場廃止日が属する月の月末を迎えるまでの間は、当該銘柄が上場を維持する市場のうち、上場廃止日が属する月の前月の末日から起算して過去6か月間の当該銘柄の売買高が最も多い市場が主たる市場となります。その後、上場廃止日が属する月の末日を迎えた後については、通常どおり、過去6か月間の売買高が最も多い市場が主たる市場となります。

(例6)

当取引所、名証及び札証に重複上場しており、当取引所が主たる市場であった銘柄が、当取引所から上場廃止する場合については、その上場廃止日から上場廃止日が属する月の月末を迎えるまでの間は、上場を維持する名証及び札証のうち、上場廃止日が属する月の前月の末日から起算して過去6か月間の当該銘柄の売買高が最も多い市場が主たる市場となります。その後、上場廃止日が属する月の月末を迎えた後については、通常どおり、名証及び札証のうち、過去6か月間の当該銘柄の売買高が最も多い市場が主たる市場となります。

(7) その他のイベントについて

株式移転や株式交換等の組織再編に係るイベントが発生した場合については、その実態を勘案しつつ、上記（１）から（６）に記載する考え方に準じて、主たる市場が決定されます。

### 3. 主たる市場一覧の公表について

#### （１）公表方法について

前述２の取扱いに基づき決定される主たる市場について、当取引所においてその一覧を取り纏めたうえで、EXCELファイル形式の単一のファイルとして、下記の当取引所のホームページに掲載いたします<sup>11</sup>。

公表時期については、毎月月末営業日の午後５時を目途に、翌月１か月の間に適用される主たる市場一覧を公表いたします。

#### 主たる市場に関する情報

<http://www.tse.or.jp/market/primarymarket/index.html>（日本語ページ）

<http://www.tse.or.jp/english/market/primarymarket/index.html>（英語ページ）

#### （２）公表フォーマットについて

主たる市場一覧の公表に係るフォーマットにつきましては、下記の当取引所のホームページよりダウンロードすることができます。

なお、公表フォーマットは、日本語及び英語が併記される方式となっており、下記の日本語ページ及び英語ページに掲載される公表フォーマットは同様のものとなります。

#### 主たる市場一覧の公表に係るフォーマット

<http://www.tse.or.jp/market/primarymarket/announce.html>（日本語ページ）

<http://www.tse.or.jp/english/market/primarymarket/announce.html>（英語ページ）

#### （３）公表フォーマットに記載される情報について

主たる市場一覧 List of Primary Listing Market		
適用期間 Applicable Period	①	
銘柄コード Code of Stock	銘柄名 (日本語/英語) Name of Stock (Japanese / English)	主たる市場 (日本語/英語) Primary Listing Market (Japanese / English)
②	③	④

<sup>11</sup> なお、現時点でこれらのページにアクセスすることは可能ですが、主たる市場一覧の公表を開始するまでの間は、当該ページの内容は更新されませんので、ご注意ください。

#### ①適用期間 (Applicable Period)

当該ファイルに記載される主たる市場が、いつの期間に適用されるか記載されます。例えば、本年11月の月末営業日に公表されるファイルの場合は、翌月である、「2013/12/01—2013/12/31」と記載されます。

#### ②銘柄コード (Code of Stock)

当該銘柄の銘柄コードが記載されます。

#### ③銘柄名 (Name of Stock)

当該銘柄の銘柄名が記載されます。日本語の銘柄名及び英語の銘柄名が併記される方式となります。

#### ④主たる市場 (Primary Listing Market)

当該銘柄の主たる市場が記載されます。日本語の主たる市場及び英語の主たる市場が併記される方式となります。なお、主たる市場については、市場名ではなく取引所名を略記した形で記載されます。すなわち、当取引所が開設する市場であれば「東京」及び「Tokyo」と、名証が開設する市場であれば「名古屋」及び「Nagoya」と、福証が開設する市場であれば「福岡」及び「Fukuoka」と、札証が開設する市場であれば「札幌」及び「Sapporo」と、それぞれ記載されます。

#### (4) ファイルの公表に当たっての留意事項

- ✓ 主たる市場一覧の公表については、実施日以降のもののみを対象とし、過去に遡及しての取り纏め及びその公表は行いません。
- ✓ 主たる市場一覧の取り纏めの対象となる銘柄は、当取引所に上場している銘柄（単独上場銘柄及び重複上場銘柄）とします。
- ✓ 上記（1）に記載の通り、主たる市場一覧は毎月月末営業日に公表するものとし、原則として、月の途中での公表は行いません。新規上場や上場廃止といったイベントが発生した場合については、前述2の考え方にに基づき、主たる市場が決定される点にご留意ください。
- ✓ 優先市場の順位については、実施日に公表いたしますが、その後は、定期的に公表するのではなく、その順位に変動があった場合にのみ公表いたします。
- ✓ 金商法施行令第26条の4第1項第2号に基づき、「主たる市場」は空売り価格規制の翌日適用有無の判断に用いられる一方で<sup>12</sup>、金商法施行令第26条の5第1項に基づき、当該主た

---

<sup>12</sup> 当日、当該銘柄の主たる市場においてトリガーに抵触した場合（前日終値等を基礎として算出される基準価格から10%以上低い値段で約定が発生した場合）、その翌日は当該銘柄の取引が行われる全ての市場（PTSを含む。）において、価格規制が終日適用されることとなります。また、当該銘柄の主たる市場においてトリガーに抵触しなかった場合、その翌日は当該銘柄の取引が行われる全ての市場（PTSを含む。）において、価格規制が適用されていない状態で取引が開始されることとなります。なお、当取引所では、当日にトリガーに抵触した銘柄の一覧情報について、EXCELファイル形式の単一のファイルとして、日々、当取引所のホームページに掲載いたします。詳細については、平成25年9月4日付「空売り規制の総合的な見直しに係る空売

る市場を開設する者として定められる「主たる金融商品取引所」については、空売り残高報告における報告先取引所の判断に用いられることとなります<sup>13</sup>。

#### 4. 実施時期について

主たる市場一覧については、本年10月の月末営業日から公表を開始いたします。

以 上

---

り残高報告の取扱い等について」(東証株総第211号)の別紙3「空売り価格規制に係るトリガー抵触銘柄の公表について」をご参照ください。

<sup>13</sup> 金商法施行令第26条の5第1項に基づき、主たる金融商品取引所の会員等は、当該主たる金融商品取引所に対して、空売り残高情報を提供しなければならないものとされており、また、金商法施行令第26条の5第2項に基づき、主たる金融商品取引所の会員等以外の者については、主たる金融商品取引所の会員等を通じて、当該主たる金融商品取引所に対して、空売り残高情報を提供しなければならないものとされております。なお、空売り規制の総合的な見直しの施行に併せ、空売り残高情報の提供方法及び公表方法の見直しを行います。その詳細については、平成25年9月4日付「空売り規制の総合的な見直しに係る空売り残高報告の取扱い等について」(東証株総第211号)の別紙2「空売り残高情報の提供方法及び公表方法の見直しについて」をご参照ください。